

第12619号 平成 29 年 5 月 9 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

| | | | | | /] \ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|---|---|----|-------------|---|---|---|---------------|---------------|---|----|---|---|----|---|----|----|---------------|----|----|----|---|----|---------------|----|---------------|---|---|---|-----|----|----|-----|----|---|
| | 指 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (| 高 | 齢 | 者 | 支持 | 爱 | 課) | 1 |
| | 指 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (| | | IJ | | |) | 1 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 課) | 1 |
| | 喀 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 課) | 2 |
| | 児 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (| 障 | が | 11 | 者 | 支 | 援i | 課) | 2 |
| \bigcirc | 指 | 定 | 障 | 害 | 児 | 通 | 所 | 支 | 援 | 事 | 業 | 0) | 廃 | 止 | ٠. | | | ٠. | | ٠. | ٠. | | | ٠. | | ٠. | • | (| | | | IJ | | |) | 2 |
| | | 公 | | | 告 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| \bigcirc | 県 | 営 | 土 | 地 | 改 | 良 | 事 | 業 | \mathcal{O} | 工 | 事 | 完 | 了 | | ٠. | | | | | | | | | | | | | | | (| 農 | 村 | 計i | 画 | 課) | 3 |
| \bigcirc | 都 | 市 | 計 | 画 | 法 | に | ょ | る | 開 | 発 | 行 | 為 | に | 関 | す | る | 工 | 事 | \mathcal{O} | 完 | 了 | | | | | | | | | | | (| 建 | 築 | 課) | 3 |
| \bigcirc | 農 | 用 | 地 | 利 | 用 | 配 | 分 | 計 | 画 | \mathcal{O} | 認 | 可 | 申 | 請 | ٠. | | | | | | | | | | • | (| 農 | 地 | • | 担 | 1,1 | 手 | 支 | 援 i | 課) | 3 |
| \bigcirc | 農 | 用 | 地 | 利 | 用 | 配 | 分 | 計 | 画 | \mathcal{O} | 認 | 可 | 申 | 請 | ٠. | | | ٠. | | | | | | | • | (| | | | | IJ | | | |) | 3 |
| \bigcirc | 農 | 用 | 地 | 利 | 用 | 配 | 分 | 計 | 画 | \mathcal{O} | 認 | 可 | 申 | 請 | ٠. | | | | | | | | | | • | (| | | | | IJ | | | |) | 4 |
| \bigcirc | 農 | 用 | 地 | 利 | 用 | 配 | 分 | 計 | 画 | \mathcal{O} | 認 | 可 | 申 | 請 | | | | | | | ٠. | | | | | (| | | | | IJ | | | |) | 4 |
| \bigcirc | 狩 | 猟 | 免 | 許 | 試 | 験 | 並 | び | に | 狩 | 猟 | 免 | 許 | 更 | 新 | に | 係 | る | 適 | 性 | 検 | 査 | 及 | び | 講 | 習 | \mathcal{O} | | | | | | | | | |
| | 実 | 施 | | | | | | | | | | | | | | | ٠. | | | | | ٠. | | | | | | | • | (| 自 | 然 | 保計 | 獲 | 課) | 5 |
| \bigcirc | 農 | 用 | 地 | 利 | 用 | 配 | 分 | 計 | 画 | \mathcal{O} | 認 | 可 | | | ٠. | | | ٠. | | | | | | | • | (| 農 | 地 | • | 担 | 1,1 | 手 | 支 | 援 i | 課) | 7 |
| | | 登 | | 載 | | 依 | | 頼 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0 | 平 | 成 | 2 | 9 | 年 | 度 | 熊 | 本 | 県 | 明 | る | い | 選 | 挙 | 推 | 進 | 協 | 議 | 会 | 第 | 1 | 口 | 会 | 議 | \mathcal{O} | 開 | 催 | | | | | | | | | |
| | | | | ٠. | ٠. | | | | | | | ٠. | | | ٠. | | | ٠. | | | | | | | | | | | 選 | 挙 | 推 | 進 | 協言 | 議 | 会) | 7 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

告 示

熊本県告示第535号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。 平成29年5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又 は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種 類 |
|----------------|--------------------|------------------|---------------|-------------|
| 社会福祉法人玉 寿会 | デイサービスセ ンター立願の森 | 玉名市立願寺 6 23-1 | 平成29年 5月1日 | 通所介護 |

熊本県告示第536号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する 法律(平成26年法律第83号)附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその 効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第 123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとお り指定したので、公示する。 平成29年5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又 は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種 類 |
|----------------|----------------|---------|---------------|--------------|
| 社会福祉法人玉 寿会 | デイサービスセンター立願の森 | 玉名市立願寺6 | 平成29年 5月1日 | 介護予防通所 介護 |

熊本県告示第537号

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第7条第1項の規定により 少年に有害な興行として平成29年4月28日次のように指定したので、同条第2項の規 定により公示する。

平成29年5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 種 別 | 題 | 名 | 指定理由 |
|--------|-------------------------------|---|---|
| 有害指定映画 | 昇天の代償 あなたのいない あぶない不倫 奥さんの前 | | 著しく性的 感情を刺激し 、少年成を阻害 するおそれが ある。 |

熊本県告示第538号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第20条第1項の規定に より登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条 の8の規定により次のとおり公示する。

平成29年5月9日

| 熊本県知事 | 蒲 | 島 | 郁 | 夫 |
|-------|---|---|---|---|
| | | | | |

| 1 | 事業所の名称及び 所在地 | 登録番号 | 登録年月日 | サービスの 種類 |
|-----------------|-------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 合同会社悠久 球磨郡多良木町 | グループホーム 花みずき | 4 3 1 1 0 0 3 1 0 | 平成29年5 月1日 | 認知症対応 型共同生活 |
| 大字久米147 2番地1 | 球磨郡多良木町大字久米1325番地 | | | 介護 |

熊本県告示第539号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障 害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定によ り公示する。 平成29年5月9日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

| 事業所の名称及 | 事業者の名称、主た | 指定年月日 | 事業所番号 | 障害児通所 |
|---------|-----------|--------|-------------|-------|
| び所在地 | る事務所の所在地及 | | | 支援の種類 |
| | び代表者の氏名 | | | |
| 通所支援事業所 | 医療法人 こころ | 平成29年5 | 4 3 5 3 0 0 | 指定放課後 |
| ぺんぎん | 八代市豊原下町33 | 月 1 日 | 0 1 2 0 | 等デイサー |
| 天草市本渡町広 | 25番地1 | | | ビス |
| 瀬458番地1 | 荒木 幹太 | | | 指定保育所 |
| 8 | | | | 等訪問支援 |

熊本県告示第540号

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19第2項の規定に よる指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24の規定によ り公示する。 平成29年5月9日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

| 工厂口口 重要汇乘日 陸中田澤正 |
|----------------------------|
| [止年月日 事業所番号 障害児通所 |
| 支援の種類 |
| |
| 成 2 9 年 4 4350600021 指定児童発 |
| 30日 違支援、指 |
| 定放課後等 |
| デイサービ |
| |
| . J. |

公 告

熊本県公告第272号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。 平成29年5月9日

熊

| | | | 熊本県知事 蒲 島 7 | <u> </u> |
|------|---------|------------|-------------|----------|
| 事業名 | 地区名 | 工事着手年月日 | 工事完了年月日 | 事業主体 |
| 区画整理 | 南関西地区(墨 | 平成23年9月27日 | 平成28年3月30 | 熊本県 |
| | 摺川工区) | | 日 | |

熊本県公告第273号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成29年5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 上益城郡益城町大字寺迫字竹ノ下1021番1、同1049番、同1050番1、同 1050番2、同1051番1、同1051番7及び水路の一部 4,803.65平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 上益城郡益城町大字寺迫字竹ノ下1021番1 社会福祉法人こころ

熊本県公告第274号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成29年5月9日から同月22日までの間、熊本県農林 水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成29年5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定 | 三等を受ける者 | 賃借権の設定等を受ける土地 | | | |
|--------|-----------|--------------------|--|--|--|
| 氏名又は名称 | 住 所 | 負信権の故た寺を支げる土地 | | | |
| 坂口 信行 | 葦北郡津奈木町千代 | 葦北郡津奈木町大字千代字上川内906 | | | |
| | | 番1ほか1筆 | | | |
| 坂口 信行 | 葦北郡津奈木町千代 | 葦北郡津奈木町大字千代字上川内903 | | | |
| | | 番 1 ほか 1 2 筆 | | | |

2 申請年月日

平成29年4月24日

熊本県公告第275号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成29年5月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成29年5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| _ | | | | | | |
|---|--------|-----------|---------------------|--|--|--|
| | 賃借権の設定 | 三等を受ける者 | 賃借権の設定等を受ける土地 | | | |
| | 氏名又は名称 | 住 所 | 負相権の政定寺を支げる土地 | | | |
| ſ | 宮川 安明 | 上益城郡甲佐町田口 | 上益城郡甲佐町大字田口字後田1410 | | | |
| | | | 番ほか2筆 | | | |
| | 井上 良治 | 上益城郡甲佐町西寒 | 上益城郡甲佐町大字西寒野字大袛70番 | | | |
| | | 野 | | | | |

| 農事組合法人津志 | 上益城郡甲佐町津志 | 上益城郡甲佐町大字津志田字池田216 |
|----------|-----------|--------------------|
| 田 | 田 | 7番ほか1筆 |
| 農事組合法人津志 | 上益城郡甲佐町津志 | 上益城郡甲佐町大字津志田字池田212 |
| 田 | 田 | 5 番 |
| 農事組合法人やま | 上益城郡甲佐町白旗 | 上益城郡甲佐町大字白旗字野添1508 |
| いで | | 番 1 ほか 1 0 筆 |
| 株式会社マルカマ | 菊池郡菊陽町久保田 | 菊池郡菊陽町大字久保田字中岡835番 |
| | | 1 |
| 山口 勇一 | 阿蘇市波野新波野 | 阿蘇市波野大字波野字兵曽雲3566番 |
| 山内 市男 | 阿蘇市的石 | 阿蘇市跡ケ瀬字南石前375番1ほか6 |
| | | 筆 |
| 佐藤和美 | 阿蘇市黒川 | 阿蘇市一の宮町宮地字南水ノ本6246 |
| | | 番ほか4筆 |
| 中村 久則 | 阿蘇市役犬原 | 阿蘇市役犬原字村中396番1ほか3筆 |
| 中村 久則 | 阿蘇市役犬原 | 阿蘇市役犬原字横溝1466番1 |
| 中村 和章 | 阿蘇郡南阿蘇村一関 | 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字駒比1177 |
| | | 番ほか1筆 |
| | | |

2 申請年月日

平成29年4月27日

熊本県公告第276号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法 律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成29年5月9日から同月22日までの間、熊本県農林 水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成29年5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-------|--------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | 貝相惟の故足寺を支りる上地 |
| 農事組合法人伊倉 | 玉名市宮原 | 玉名市伊倉南方字塘添800番ほか4筆 |

 $\overline{2}$ 申請年月日

平成29年4月27日

熊本県公告第277号 次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法 律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成29年5月9日から同月22日までの間、熊本県農林 水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成29年5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|----------|--------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | 負担権の政定等を支りる工地 |
| 平川 雅智 | 球磨郡相良村柳瀬 | 球磨郡相良村大字柳瀬字入口572番1 |
| 平川 雅智 | 球磨郡相良村柳瀬 | 球磨郡相良村大字柳瀬字村ノ上425番 |
| | | 1 ほか 2 筆 |
| 平川 雅智 | 球磨郡相良村柳瀬 | 球磨郡相良村大字柳瀬字村ノ上365番 |
| | | 1 |
| 宮崎 浩明 | 球磨郡相良村柳瀬 | 球磨郡相良村大字柳瀬字入口582番 |
| 白谷 康広 | 球磨郡相良村柳瀬 | 球磨郡相良村大字柳瀬字村ノ上488番 |
| | | 1 |
| 生田 敦士 | 球磨郡相良村深水 | 球磨郡相良村大字深水字小園1618番 |

| | | ほか 3 筆 |
|-------|----------|--------------------|
| 白石 悌二 | 球磨郡相良村柳瀬 | 球磨郡相良村大字柳瀬字浜ノ上820番 |
| | | 3 9 ほか 2 筆 |
| 津川 正記 | 球磨郡相良村川辺 | 球磨郡相良村大字川辺字下七折1305 |
| | | 番 9 |
| 東 吉次郎 | 人吉市東間上町 | 球磨郡相良村大字柳瀬字浜ノ上822番 |
| | | 1 6 ほか 2 筆 |

2 申請年月日

平成29年4月28日

熊本県公告第278号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下 法」という。)第41条並びに第51条第2項及び第4項の規定により、平成29年度 狩猟免許試験並びに狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を 次のとおり実施する。

平成29年5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

受験資格

熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は有効期間を更新しようとする者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1)20歳に満たない者(網・わな猟に限り18歳に満たない者)
- 次のいずれかの病気にかかっている者 (2)

統合失調症

そううつ病(そう病及びうつ病を含む。 1

- てんかん (発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がも
- たらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。) アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 (3)
- 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力がなく、 又は著しく低い者((1)から(3)までのいずれかに該当する者を除く。) (4)
- 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 法第52条第2項第1号に該当するに至ったとして狩猟免許の全部又は一部を (5)
- (6)取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
- 試験等の内容
 - 狩猟免許試験の内容 (1)
 - 狩猟に関する知識試験

択一式の筆記試験により、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法 、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について行う。 狩猟に関する適性試験

- - 視力、聴力及び運動能力について行う。
- 狩猟に関する技能試験 ウ

狩猟免許の種類(網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許) ごとに行う

- (2)狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の内容
 - 狩猟に関する適性検査
 - 視力、聴力及び運動能力について行う。 狩猟に関する講習
 - イ

法及び法施行令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理について行う。

- 試験等の日程及び場所
 - 狩猟免許試験については、別表1のとおりとする。 (1)
 - 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、 別表2のとおりとする。
- 申請手続
 - 申請書類の請求先 (1)
 - 熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課
 - 熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課
 - 熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課
 - 熊本県県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課 工
 - 熊本県県北広域本部菊池地域振興局農林部林務課 才 熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課 力
 - 丰 熊本県県南広域本部八代地域振興局農林部林務課
 - 熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課

- 熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部森林保全課
- 熊本県天草広域本部天草地域振興局農林部林務課 コ
- 熊本県環境生活部環境局自然保護課
- 一般社団法人熊本県猟友会
- 申請書類の提出先 (2)
 - 狩猟免許試験
 - 第1回から第4回までの狩猟免許試験の場合 (ア)

申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務(森林 保全)課(申請者の住所地が熊本市の区域内にある場合は、熊本県環境生活 部環境局自然保護課)とする。

第5回及び第6回の狩猟免許試験の場合 (1)

熊本県環境生活部環境局自然保護課とする 狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習

原則として、申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林 (森林保全)課(申請者の住所地が熊本市の場合は、熊本県環境生活部環境局 自然保護課)とする。ただし、平成29年9月3日実施に係る分については、熊 本県環境生活部環境局自然保護課とする。

(3)申請書類の受付期限

狩猟免許試験又は狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日 の10日前までに必着のこと。

提出書類等 (4)

狩猟免許試験

(ア) 狩猟免許申請書 1 部

- 写真(申請前6月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの) 1部 1の(2)から(4)までに該当しない者である旨の医師の診断書 (イ)
- (ウ) 1部(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証の写しを提出するこ とにより、
- により、これに代えることができる。) 82円郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 (工) 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習 狩猟免許有効期間更新申請書 1 部

ア(イ)から(エ)までに掲げる提出書類等

狩猟免許申請手数料及び狩猟免許有効期間更新申請手数料 (5)

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の規定に基づく手数料として、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。 狩猟免許申請手数料5,200円 (既に網猟、わな猟、第1種銃猟又は第2

種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者に あっては、3,900円)

狩猟免許有効期間更新申請手数料 2,900円

- 試験等当日の携行品
 - 受験票 (1)
 - 筆記用具 (2)
- その他
 - (1)
 - 2)
 - 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。 不明の点は、4 (1) アからサまでの各請求先に問い合わせること。 偽りその他不正の手段により受験される場合は、法により罰せられますので、 (3)ご注意ください。

(例) 県外に住所を有していることを偽って熊本県で受験する場合

別表1 狩猟免許試験実施日程及び場所

| 27 T 71 WINDERLE | | |
|------------------|---------------|---------------|
| 区 分 | 日 程 | 場所 |
| 第1回試験 | 平成29年7月8日(土) | 熊本県球磨総合庁舎大会議室 |
| 第2回試験 | 平成29年7月23日(日) | 熊本県庁本館地下大会議室 |
| 第3回試験 | 平成29年8月5日(土) | 熊本県阿蘇総合庁舎大会議室 |
| 第4回試験 | 平成29年8月26日(土) | 熊本県天草総合庁舎大会議室 |
| 第5回試験 | 平成29年12月9日(土) | 熊本県宇城総合庁舎大議室 |
| 第6回試験 | 平成30年1月28日(日) | 熊本県庁本館地下大会議室 |

別表2 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日程及び場所

| 日 程 | 場所 |
|---------------|-------------------|
| 平成29年6月24日(土) | 甲佐町生涯学習センター「輝ホール」 |
| 平成29年6月25日(日) | 熊本県八代総合庁舎大会議室 |
| 平成29年7月1日(土) | 熊本県宇城総合庁舎大会議室 |

| | 熊本県菊池総合庁舎大会議室 |
|---------------|---------------|
| | 芦北町民総合センター |
| 平成29年7月2日(日) | 熊本県庁本館地下大会議室 |
| 平成29年7月9日(日) | 熊本県玉名総合庁舎大会議室 |
| | 熊本県鹿本総合庁舎大会議室 |
| 平成29年7月15日(土) | 熊本県阿蘇総合庁舎大会議室 |
| 平成29年7月22日(土) | 熊本県阿蘇総合庁舎大会議室 |
| | 熊本県天草総合庁舎大会議室 |
| 平成29年7月29日(土) | 熊本県球磨総合庁舎大会議室 |
| 平成29年9月3日(日) | 熊本県庁本館地下大会議室 |

熊

熊本県公告第279号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告 する。 平成29年5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設 別 | 芒等を受ける者 | |
|----------------|----------------|--------------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
| 竹﨑 裕貴 | 熊本市南区江越 | 熊本市西区中島町字下割1622番1ほ |
| | | か 1 2 筆 |
| 梅田 幸男 | 熊本市西区谷尾崎町 | 熊本市西区池上町字餅嶋1049番1 |
| 杉本 幸介 | 熊本市西区河内町東 | 熊本市西区河内町東門寺字亀ケ原874 |
| | 門寺 | 番 1 ほか 6 筆 |
| 杉本 武 | 玉名市寺田 | 熊本市西区河内町東門寺字墓崎695番 |
| 森田 昇 | 熊本市南区御幸木部 | 熊本市南区御幸笛田町字年神1316番 |
| | | ほか 4 筆 |
| 渡辺 義治 | 熊本市南区御幸笛田 | 熊本市南区御幸笛田町字葭ノ本1241 |
| | | 番・1242番合併2 |
| 農事組合法人加勢 | 熊本市南区元三町 | 熊本市南区元三町字野口572番ほか1 |
| 川アグリネット | | 5 筆 |
| 農事組合法人加勢 | 熊本市南区元三町 | 熊本市南区元三町字五郎丸399番ほか |
| 川アグリネット | | 4 6 筆 |

認可年月日 2

平成29年5月2日

登載依頼

熊本県明るい選挙推進協議会公告第1号

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。 なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。

平成29年5月9日

熊本県明るい選挙推進協議会 会長 日 吉 純

開催日時 1

平成29年5月23日(火)午後3時00分から午後4時00分まで

開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館 13階 展望会議室

- 議題
 - (1) 平成28年度下半期の事業実施状況報告について
 - 平成29年度明るい選挙推進事業計画(案)について (2)
 - (3) 平成29年度明るい選挙啓発作品コンクール(習字)の題材について
- 傍聴の定員

平成29年5月9日 火曜 熊本県公報 第12619号 8 10人 5 傍聴手続 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。 (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。 問い合わせ先 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県選挙管理委員会(熊本県総務部市町村・税務局市町村課選挙班)(電話096-333-2104(ダイヤルイン))